

(仮称) 一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業に関する民間活力の導入に向けたマーケットサウンディング 質問及び回答

通番	質問対象資料	該当頁	対応項目	質問内容	回答
1	別紙1 事業概要書	-	用語の定義	ターミナルに乗り入れを想定しているバス事業者とタクシー事業者等の会社名をご教示ください。	現在の呉駅を利用している交通事業者に継続利用していただくことが基本となることを想定していますが、現段階で個別の会社が決定しているわけではありません。
2	別紙1 事業概要書	2	1.1 (4)事業目的	無人運転自動車等の最新技術活用を求める記載がありますが、事業開始時に実装・実運用をどの程度のレベルで想定していますか。	現在、呉市において社会実験を実施している段階であり、実装について具体的な想定はありません。
3	別紙1 事業概要書	2	1.1 (5)事業方式	運営権対象設定対象施設(特定車両場所、待合等)の内装整備はBT方式となっておりますが、この内装整備費用は事業者が資金調達のうち全て負担するということなのでしょうか。	内装整備費用は、事業者が便利施設として自らの負担で設置するものを除き、国がサービス対価として負担することを想定しています。
4	別紙1 事業概要書	2	1.1 (5)事業方式	停留料金を支払うことについて、既存の施設を利用するバス事業者・タクシー事業者からは合意を得られている、という理解でよろしいでしょうか。収益の確実性を検討したく質問させていただきたく存じます。	停留料金収入の総額は、交通事業者へのヒアリングに基づき、呉駅の現状と同程度を想定していますが、詳細については関係機関と調整中になります。
5	別紙1 事業概要書	2	1.1 (5)事業方式	事業収支を検討する参考として、既存施設を利用しているバス事業者・タクシー事業者等は、新規施設整備後に停留料金等をどの程度支払う考えがあるのかヒアリング結果等を具体的に教示願います。	No.4の回答をご参照ください。
6	別紙1 事業概要書	2	1.1 (6)事業範囲	「内装整備業務、維持管理業務、運営業務及び利便増進事業は、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると認められる場合に、PFI法に基づく特定事業として選定する。」とありますが、PFI法に基づく特定事業とならない可能性もあるということでしょうか。	ご理解のとおりです。

通番	質問対象資料	該当頁	対応項目	質問内容	回答
7	別紙1 事業概要書	3	1.1 (6) a)内装整備業務	B工事は事業者が設計・施工を行うとありますが、施工する業者については開発事業者からの制約等はなく、事業者が独自に選定してもよいという認識でよろしいでしょうか。	基本的には独自に選定いただいて差し支えございませんが、今後の調整の中で変更が生じる可能性があります。
8	別紙1 事業概要書	3	1.1 (6) 事業範囲 表2 内装整備業務の設計・施工区分	複合施設ビル1階は国または事業者がBC工事を設計施工するとのことですが、国が実施するのは具体的にどこ（何の場合）でしょうか。	基本的には乗降場に係る設計・施工について事業者にて実施いただくことを想定していますが、詳細については関係機関と調整中になります。
9	別紙1 事業概要書	3	1.1 (6) 事業範囲 表2 内装整備業務の設計・施工区分	事業者が実施した内装整備の費用はサービス購入料として国が負担するのでしょうか。その場合は支払方法、時期、上限金額についてお示しください。	No.3の回答をご参照ください。 なお、ご希望がございましたら意見書において各種希望条件をお示しください。今後の検討の参考とします。
10	別紙1 事業概要書	4	1.1 (7)事業期間等	事業期間が長期にわたることを踏まえ、社会情勢や事業環境を踏まえた事業期間中の実施契約見直し/協議についてはどのような方針を考えていらっしゃいますでしょうか。	別紙2（守秘義務対象資料）をご参照ください。
11	別紙1 事業概要書	5	1.1 (7)事業期間等 図1 事業スケジュール	開業準備期間（開業準備業務）は定義されておりませんが、内装整備完了からターミナル運用開始までの準備期間はどれくらいの期間を想定されておりますでしょうか、	現段階で確定したものはございません。 ご希望がございましたら、意見書において必要な期間をお示しください。今後の検討の参考とします。
12	別紙1 事業概要書	5	1.1 (9) a)停留料金の設定及び収受	停留料金の設定に際し、現行のバス・タクシー事業者へのヒアリング等を実施することは問題ない理解でよろしいでしょうか。	事業者より、まとめて質問・ヒアリングを実施していただきたい旨ご相談を受けております。 実施に当たっては国にご相談いただくことを想定しています。
13	別紙1 事業概要書	6	1.1 (10)費用負担	共益費について、現時点でどの程度を想定されておりますでしょうか。	別紙5（守秘義務対象資料）をご参照ください。
14	別紙1 事業概要書	11	2.3 (1)応募者の構成	参加表明に記載した企業名と役割は、国が認めた場合はその後も変更可能でしょうか。	「2.3 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項 (1) 応募者の構成 オ」を参照してください。

通番	質問対象資料	該当頁	対応項目	質問内容	回答
15	別紙1 事業概要書	11	2.3 (1)応募者の構成	SPCから委託を受けた企業は業務の再委託は可能でしょうか。	基本的には、中国地方整備局の契約書様式（工事請負契約書等）に準じて定めることを想定しています。
16	別紙1 事業概要書	11	2.3 (1)応募者の構成 エ	参加表明書提出段階で、協力企業及びその業務を全て明記することは難しいと考えられます。特に今回はコンセッション方式であり委託先は運営権者が判断することから、協力企業名の明記は除外し、提案書に可能な範囲で記載するように変更をお願いします。	意見書において改めてお示しください。今後の検討の参考とします。
17	別紙1 事業概要書	12	2.3 (2)ケ応募企業、構成企業及び協力企業に共通の参加資格	現時点において呉駅前交通広場に乗り入れている交通事業者を明記願います。	交通事業者の確認・協議が必要になるため、改めて回答します。
18	別紙1 事業概要書	12	2.3 (2)キ応募企業、構成企業及び協力企業に共通の参加資格	現時点においてアドバイザー業務にかかわっている法人等を教示願います。	株式会社長大及び株式会社日本総合研究所となります。
19	別紙1 事業概要書	13	2.3 (3)b) 維持管理業務を行う企業	「平成27年4月1日以降に完了した「バス乗降場等の交通結節点機能を有する公共施設又は商業施設」の維持管理業務の実績を有する者」という参画要件が高く、参画の障壁になると考えられます。例えば「公共施設又は商業施設」の維持管理業務の実績を有する者等に変更し、参画の間口を広げて頂きたいです。	意見書において改めてお示しください。今後の検討の参考とします。
20	別紙1 事業概要書	13	2.3 (3) c) 運營業務を行う企業	「平成27年4月1日以降に完了したバス乗降場等の交通結節点機能を有する公共施設又は商業施設の運營業務の実績を有する者」という参画要件が高く、参画の障壁になると考えられます。例えば「公共施設又は商業施設」の運營業務の実績を有する者等に変更し、参画の間口を広げて頂きたいです。	意見書において改めてお示しください。今後の検討の参考とします。

通番	質問対象資料	該当頁	対応項目	質問内容	回答
21	別紙1 事業概要書	13	2.3 (3) c)	<p>運営業務を行う企業の実績として、「ア 平成27年4月1日以降に完了したバス乗降場等の交通結節点機能を有する公共施設又は商業施設の運営業務の実績を有する者であること」と記載がありますが、以下は運営業務実績に含まれますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料の徴収 ・イベントの運営 ・入退館受付 ・管理組合運営 ・施設ホームページ運用 ・テナント管理 	<p>意見書において改めてご希望をお示しください。今後の検討の参考とします。</p>
22	別紙1 事業概要書	13	4.2 本事業の対象施設	<p>P2に特定車両用場所、待合等、デッキ及びその他設備の内装整備は事業者BT方式により整備を行うとあります。</p> <p>P19表5において特定車両用場所は誘導車路・操車場所・停留場所等がありますが、ここで事業者が内装整備するB・C工事とは具体的に何が該当するのでしょうか。これらの施設は外部に位置することから内装整備範囲が不明なため質問しました。</p>	<p>特定車両用場所は、事業方式に関しては他とあわせてBT方式と記載していますが、内装整備に関しては国が設計・施工を行うことを想定しています。ただし、詳細については関係機関と調整中になります。</p>

通番	質問対象資料	該当頁	対応項目	質問内容	回答
23	別紙1 事業概要書	13	4.2 本事業の対象施設	<p>P2に特定車両用場所、待合等、デッキ及びその他設備の内装整備は事業者BT方式により整備を行うとあります。</p> <p>P19表5において待合等には乗降用・旅客通路がありますが、ここで事業者が内装整備するB・C工事とは具体的に何が該当するのか教示願います。</p> <p>また、待合室・ベンチ・事務室・乗車券販売所等においてA工事とB工事の区分を具体的に教示願います。</p>	<p>基本的には乗降場に係る設計・施工について事業者にて実施いただくことを想定していますが、詳細については関係機関と調整中になります。</p>
24	別紙1 事業概要書	20	4.2 本事業の対象施設 表5	<p>「乗車券販売所・定期券窓口（有人）は、バス事業者がテナントとして入居」との記載がございますが、バス事業者からテナント賃料や水光熱費を徴収することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>使用料等を徴収できる、という観点においてはご理解のとおりと認識しています。ただし、徴収方法等については関係機関と調整中になります。</p>